

大 第 1 0 0 2 号
令和 4 年 2 月 9 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公 印 省 略)

大気汚染防止法改正に係るリーフレットについて

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力頂きお礼申し上げます。

さて、大気汚染防止法の改正により建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策が強化されたことについて、令和 3 年 3 月にリーフレットを送付したところですが、この度、担当窓口の一部変更や施行の状況に合わせ、改めてリーフレットを作成しました。

つきましては、貴職におかれても貴団体会員への配布により周知に御協力くださるようお願いいたします。

なお、令和 3 年 3 月 1 2 日付け大第 9 6 3 号で送付したリーフレットについては、残部がありましたら廃棄くださるよう併せてお願いいたします。

<担当窓口の一部変更について>

令和 4 年 4 月 1 日から、市川市、松戸市、市原市の工場に係る法に基づく作業実施届出書の提出先・担当窓口が県から各市に変更になりますので、ご留意願います。

(担当)
千葉県環境生活部大気保全課
大気規制班 池田
TEL : 043-223-3804
E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp

大気汚染防止法が改正され、 レベル3建材が規制対象となっています。



千葉県マスコットキャラクター
チーパくん

改正大気汚染防止法の概要

1. 石綿含有成形板等に係る作業基準の新設
2. 事前調査方法の変更等
3. 作業結果の記録等
4. 直接罰の創設

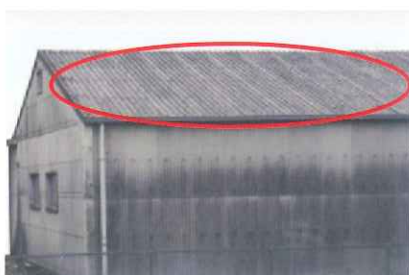
1. 石綿含有成形板等に係る作業基準の新設

①規制対象について、石綿含有成形板等(レベル3)を含む全ての石綿含有建材に拡大され、レベル3に係る作業基準が新たに設けられました。また、レベル1～3に係る作業計画の作成が必要となっています。

ただし、レベル3の作業実施届出は必要ありません。

【令和3年4月1日施行済】

レベルの分類	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	石綿含有仕上塗材 石綿含有成形板等



屋根に使用した例(成形板波板)



床に使用した例(Pタイル)



2. 事前調査方法の変更等

- ①事前調査は「図面及び目視」により行うことが必要となっています。

【令和3年4月1日施行済】

- ②事前調査において、一定の知見を有する者を活用することが義務付けられます。

【令和5年10月1日施行】



	一定の知見を有する者(調査者)
建築物	「登録規定※1」に規定する一般建築物石綿含有建材調査者
	「登録規定※1」に規定する特定建築物石綿含有建材調査者
	上記の者と同等以上の能力を有すると認められる者※2
一戸建て住宅等	上記の者又は「登録規定※1」に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

※1: 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定

※2: 義務付け適用前までに、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても、引き続き、同協会に登録されている者

- ③元請業者及び自主施工者に対しては、一定規模以上の建築物及び工作物の解体・改造・補修工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の県又は政令市及び労働基準監督署への報告が義務付けられます。

【令和4年4月1日施行】

	事前調査結果の報告が必要な一定規模以上の工事
建築物	解体部分の床面積合計が80㎡以上の解体工事又は、 請負代金の合計が100万円以上の改造又は補修工事
工作物	請負代金の合計が100万円以上の解体、改造又は補修工事



- ④元請業者等は、事前調査に関する記録の作成・書面の現場備え付け・記録等の3年間保存が必要となっています。

【令和3年4月1日施行済】

※事前調査結果は、従来どおり、誰にでも見やすいよう掲示する必要があります。

3. 作業結果の記録等

- ①元請業者は、石綿含有建材の除去等作業結果の発注者への報告や、作業結果記録の作成、記録等の3年間保存が必要となっています。

【令和3年4月1日施行済】

- ②特定粉じんに関する知識を有する者(石綿作業主任者又は事前調査における一定の知見を有する者)による作業終了時の確認が必要となっています。

【令和3年4月1日施行済】

4. 直接罰の創設

- ①レベル1又はレベル2に係る作業基準違反があった場合、直接罰の対象となっています。

【令和3年4月1日施行済】



- ②下請負人も、作業基準遵守が必要となっています。

【令和3年4月1日施行済】

レベル1(吹付け石綿)又はレベル2(石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材)に係る届出の提出・相談の窓口については、裏面を御確認ください。

参考情報 千葉県ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prevention/20210401kaisei.html>



特定粉じん排出等作業実施届出書の提出先・担当窓口について

解体等工事の現場 がある市町村	担当の窓口	所在地	電話番号
千葉市	千葉市環境規制課	千葉市中央区千葉港1-1	043(245)5189
船橋市	船橋市環境保全課	船橋市湊町2-10-25	047(436)2452
柏市	柏市環境政策課	柏市柏5-10-1	04(7167)1695
市川市	市川市生活環境保全課	市川市南八幡2-20-2 (第2庁舎)	047(712)6311
松戸市	松戸市環境保全課	松戸市根本387-5	047(366)7337
市原市	市原市環境管理課	市原市国分寺台中央1-1-1	0436(23)9867
習志野市 浦安市	八千代市 葛南地域振興事務所	船橋市本町1-3-1 フェイス7階	047(424)8092
野田市 我孫子市	流山市 鎌ヶ谷市 東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本7	047(361)4048
成田市 四街道市 印西市 富里市 栄町	佐倉市 八街市 白井市 酒々井町 印旛地域振興事務所	佐倉市鎗木仲田町8-1	043(483)1447
香取市 多古町	神崎町 東庄町 香取地域振興事務所	香取市佐原イ92-11	0478(54)7505
銚子市 匝瑳市	旭市 海匝地域振興事務所	旭市ニ1997-1	0479(64)2825
東金市 大網白里市 芝山町	山武市 九十九里町 横芝光町 山武地域振興事務所	東金市東新宿17-6 (仮設庁舎)	0475(55)3862
茂原市 睦沢町 白子町 長南町	一宮町 長生村 長柄町 長生地域振興事務所	茂原市茂原1102-1	0475(26)6731
勝浦市 大多喜町	いすみ市 御宿町 夷隅地域振興事務所	夷隅郡大多喜町猿稻14	0470(82)2451
館山市 南房総市	鴨川市 鋸南町 安房地域振興事務所	館山市北条402-1	0470(22)8711
木更津市 富津市	君津市 袖ヶ浦市 君津地域振興事務所	木更津市貝淵3-13-34	0438(23)2285

※令和4年4月1日から、市川市、松戸市、市原市の工場に係る届出書の提出先・担当窓口が
県から各市に変更されます。